

# 南砺市道路整備事業所有者不明土地対策計画

令和6年11月1日策定

## 1 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する基本的な方針

### (1) 背景と目的

相続件数の増加、土地の利用ニーズと所有意識の希薄化により、公簿情報等を参照しても所有者が直ちに判明しない、又は連絡がつかない所有者不明土地（「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号。以下「法」）第2条第1項に規定する「所有者不明土地」。）が増加することが見込まれています。

所有者不明土地は、公共事業の実施に際して、所有者の探索等に多大な時間・費用・労力を要し、進捗の遅れや区域変更、事業中止を余儀なくされるなど、円滑な事業実施に大きな支障が生じる要因となっています。

本市においても、所有者不明土地は今後も更なる増加が見込まれ、利用の円滑化と管理の適正化が喫緊の課題となっていることから、関係者と連携して所有者不明土地等対策を推進するため、「南砺市道路整備事業所有者不明土地対策計画」を作成します。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、法第45条第1項の規定する所有者不明土地対策計画であり、「所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針（令和4年法務省・国土交通省告示第1号）」に基づき作成するものです。

### (3) 取組方針

本市においては、安全・安心で均衡のとれた地域づくりを実現するために、「南砺市道路整備5箇年計画（2023年度～2027年度）（以下「道路整備5箇年計画」）」に基づき、計画的な道路整備に取り組んでいるところです。

現在、道路整備5箇年計画に従って工事实施に向けて用地取得が進められており、その起業地内において公簿情報等を参照しても所有者が直ちに判明しない、又は連絡がつかない土地が存在することが確認されています。

このため、国の補助制度を活用して、土地の実態を把握するとともに、法に基づき土地所有者等関連情報を利用・提供するなど土地所有者探索の円滑化を図ることで、道路整備5箇年計画の早期実現を図ることとします。

(4) 対象地域

本計画では、道路整備 5 箇年計画に掲げる道路事業の予定地を対象地域とします。また、対象とする土地は、「所有者不明土地」とします。

(5) 計画期間

本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 9 年度の 4 箇年度とします。

2 所有者不明土地の確知所有者に対する情報の提供又は助言その他の所有者不明土地の管理の適正化を図るために講ずべき施策に関する事項

所有者不明土地に確知所有者がいる場合、道路整備 5 箇年計画に掲げる道路事業の実施に当たって、確知所有者の理解を得ることが重要であることから、所有者不明土地の確知所有者等に向けた情報提供をしていきます。

3 地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地その他の土地に係る土地所有者等の効果的な探索を図るために講ずべき施策に関する事項

道路整備 5 箇年計画に掲げる道路事業の予定の土地その他の土地の土地所有者等の探索を実施します。また、法第 43 条各項の規定に基づき、土地所有者等の探索に必要な限度で、土地所有者等関連情報を内部で利用するほか、土地所有者等関連情報の提供の求めがあったときは、本人の同意を得たうえで土地所有者等関連情報を提供することとします。